

○福岡県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令の制定について（通達）
（概要）

（昭和44年福警務内訓第5号）

この内訓は、福岡県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令（昭和44年福岡県警察本部訓令第12号）の運用について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 制定の趣旨
- 運用上の留意事項
- 申請手続および支給方法

などの項目からなっている。